

2014 年 5 月 28 日

LT中国ビジネスニュース

通信業の「営改増」が 6 月から実施

2014 年 4 月 29 日、中国財政部及び国家税務局は同年 6 月 1 日から通信業を増値税改革の対象に含めると発表した。これにより、2012 年 1 月から上海市にて試行が開始され、2013 年 8 月から全国に拡大された増値税改革が更に前進する。

基礎通信サービスとは、各種ネットワーク(固定、モバイル、衛星、インターネット)を通じた通話サービスやネットワークの貸出・販売等を指す。また、付加価値通信サービスとは、ショートメッセージサービス(SMS)、データ応用サービス、インターネット接続サービス等を指す。税率は、基礎通信サービスは 11%、付加価値通信サービスは 6%が適用される。

今回の「営改増」により、増値税の一般納税者企業は、増値税専用発票を入手することにより仕入増値税控除が可能となる。上海の中国電信と中国移動の問合せ窓口で電話で確認したところ、すでに増値税専用発票の発行登録を受理しているものの、いつから発行できるのはまだ把握していないとの回答が得られた。

ちなみに、増値税専用発票の発行登録に必要な書類は以下の通りである(それぞれに公印押捺が必要)。

増値税専用発票発行登録の必要書類

- | |
|----------------|
| ①会社の営業許可証副本コピー |
| ②会社の税務登記証副本コピー |
| ③銀行口座開設許可証コピー |
| ④増値税一般納税者証明コピー |

なお、増値税専用発票が発行されるのは、会社契約の場合に限られる。個人名義で契約した携帯電話等を使用している場合は、先に会社名義への変更する必要がある。

以上